

接見妨害等国家賠償請求事件について

事案の概要等

◇ 原判決が認定した事実によれば、拘置所に被告人として勾留されていた上告人Aは、拘置所内で「獄中者に対する暴行を謝罪せよ。」などと大声を発したことから保護室に収容された。上告人Aの弁護人であった上告人Bは、拘置所を訪れ、上告人Aとの面会を求めたが、拘置所職員は、上告人Aが保護室に収容中であることを理由として面会を許さなかった。本件は、上告人らが、被上告人国に対し、そのような拘置所側の対応が違法であると主張して、慰謝料の支払を求める事案である。

〔参考〕刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（抜粋）

（保護室への収容）

第79条第1項

刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

争点

◇ 争点は、上告人Aが保護室に収容中であることを理由として上告人Aと上告人Bとの面会を許さなかったことが国家賠償法上違法であるか否かである。